

令和3年度通学路安全対策推進モデル地域研究事業の取組

四国中央市教育委員会

1 取組の目的

児童・生徒が安全に通学できるように、学校、教育委員会、関係各機関が連携し通学路の危険箇所の把握と安全対策の推進を図る。また、児童・生徒が主体的に交通安全について考えることができるよう、交通安全教育の充実を図る。

2 取組の内容

(1) 第1回実践委員会 令和3年7月15日(木)

(協議内容)・令和3年度事業計画

・通学路点検箇所及び対応について

第2回実践委員会 令和3年12月23日(木)

(協議内容)・令和3年度事業の結果報告

・通学路点検の内容確認及び今後の対応について

(参加者)

学校安全アドバイザー、松山河川国道事務所西条国道維持出張所、東予地方局四国中央土木事務所、四国中央警察署交通課、四国中央警察署生活安全課、四国中央市建設課、四国中央市観光交通課、四国中央市市民くらしの相談課、四国中央市校長会代表、四国中央市教育委員会



(2) 通学路危険箇所の点検

夏季休業中に各小学校から提出のあった危険箇所31箇所について、関係機関とともに合同点検を実施した。また、ハード面での早期の対応が困難な箇所については、学校などによる見守りの強化の対策を実施した。



(3) 通学路危険箇所の対策例



【対策前】



【対策後】

- カーブミラーの角度により交差点の見通しが十分に確保できなかった場所について、カーブミラーの取替えと角度の修正により見通しを確保した。



【対策前】



【対策後】

- 外側線が薄くなり、通行車両同士がすれ違う時に登校班に車両が近くなることがあったため、通行車両に対して歩行部分の意識付けを行うため、外側線を引き直した。



【対策前】



【対策後】

- 通行車両に対して通学路であることを意識させるため、「通学路注意」の標示看板を設置した。



【対策前】



【対策後】

- 通勤時などに信号の変わり際など、進入する車両同士の衝突による歩道部への車両の飛び込みが考えられることから、防護柵を設置（2箇所）した。



【対策前】



【対策後】

- 老朽した倉庫が通学路沿線にあり、瓦の落下など危険であったが、地元自治会の協力により撤去した。

(4) 小富士小学校での交通安全研究授業（通学路安全対策アドバイザー派遣事業の活用）

実施日：令和3年11月10日（水）

講師：愛媛大学社会共創学部 教授 松村暢彦

参観者：実践委員会委員、市内教職員

対象：小富士小学校第3学年児童、第5学年児童

内容：「あなたは自転車に乗れますか？」（第3学年）

「地域の交通安全を守る」（第5学年）

交通ルールを守ることの大切さとともに、「気付き・予測・行動」という危険を予測することの大切さについて、通学路安全対策アドバイザーからそれぞれの発達段階に応じた指導を行った。また、交通事故に遭わないことが、交通事故によって悲しむ周りの人たちを守ることにつながることを気付かせることができた。



(5) モデル地域での登校指導

実施日：10月19日（火）、10月21日（木）、10月27日（水）、10月28日（木）、
11月1日（月）、11月2日（火）、11月5日（金）

内容： 学校安全アドバイザーとともに、今年度危険箇所として届出のあった箇所を中心に登校状況確認を行った。その際、道路横断時の注意点や登校旗の活用などについて、学校安全アドバイザーが指導・助言を行った。



3 取組の成果

拠点校においてアドバイザー派遣事業を実施し、自分と自分の周りの人を守るための交通安全教育について児童・教職員それぞれが考えることができた。また、実践委員会での協議や通学路点検を通じて、道路管理者や警察等の関係各機関との情報共有や連携強化に結び付けることができた。

4 今後の課題

ハード面での対策については、関係各機関の予算面から順次対応いただいているが、全ての箇所について即時対応することは困難である。

引き続き、通学路合同点検の実施による危険箇所の把握と対策の実施を行っていかなければならない。また、同時に児童・生徒に対して、他者との関わりの中で交通安全が守られていることなどについて、交通安全教育を引き続き推進する必要がある。